

相対貸出のフォールバック条項の参考例（サンプル）（ハードワイヤードアプローチ）
（公表停止等の予定発表後に変更契約を締結するパターン）

第●条（参照レートの変更）

(1) 次に掲げる各用語は、文脈上別義であることが明白である場合を除き、本条において次に定める意味を有する。

- ① 「関連監督当局等」とは、[ユーロ円LIBOR]に関して以下のいずれかに該当する者をいう。
- (a) LIBOR運営機関の監督当局
 - (b) LIBOR運営機関の監督当局が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体
 - (c) 日本銀行が主催し、又はその要請により設立される作業部会又は委員会その他の会議体

[①-2「基準貸付期間」とは、基準金利を設定する指標とするため、借入申込書に記載される期間をいう。]

- ② 「基準金利決定時点」とは、本契約に従い基準金利が決定される時点をいう。
- ③ 「参照レート」とは、本契約上基準金利の決定において参照されるレートである[ユーロ円LIBOR]をいう。
- ④ 「代替参照レート」とは、代替参照レート決定日時点で利用可能な以下のレートのうち、以下に定める優先順位により最も上位となるものをいう。
- (a) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値
 - (b) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値
 - (c) (i)●及び(ii)代替参照レート調整値の合計値
 - (d) (i)貸付人が、[関連監督当局等による推奨内容又は市場慣行を適切に考慮した上で]適切と認め、借入人に通知するレート及び(ii)代替参照レート調整値の合計値
- ⑤ 「代替参照レート決定日」とは、本発表において言及された[該当する事由を記載（例：[ユーロ円LIBOR]の公表の恒久的な中止）]の予定日の[●ヶ月/●[営業]日]前の日をいう。
- ⑥ 「代替参照レート調整値」とは、ある利息計算期間につき、以下に定める値（正又は負のいずれもあり得る。）をいう。
- (a) 本項第4号(a)ないし(c)に定める場合においては、[本発表日時点において関連監督当局等により選択もしくは推奨されている、この場合に係る同号(a)ないし(c)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するための調整値又は調整方法により得られる値/それぞれ順に●、●、●]¹
 - (b) 上記(a)により値を得られない場合又は本項第4号(d)に定める場合においては、貸付人が本発表日時点における関連監督当局等による推奨方法又は市場慣行を考慮の

¹ 本発表日時点で代替参照レート調整値が確定している場合には、具体的な数値を記載することも考えられる。

上で、この場合に係る同号(a)ないし(d)の(i)のレート及び参照レートの差異を調整するために適切と認める調整値又は調整方法により得られる値

- ⑦ 「本発表」とは、[[該当する機関（例：LIBOR運営機関の監督当局）を記載。]による、LIBOR運営機関が[全ての基準貸付期間に対応するテナーの][ユーロ円LIBOR]の公表を他者に承継することなく恒久的に中止する予定である旨]/[[該当する機関（例：LIBOR運営機関の監督当局）を記載。]による、[全ての基準貸付期間に対応するテナーの][ユーロ円LIBOR]が金利指標性（金利の決定に際して参照されるべき指標としての有用性をいう。以下同じ。）を失う予定である旨]の発表（これを補足もしくは追完するための発表を含む。）をいう。
 - ⑧ 「本発表日」とは、本発表が行われた日である●年●月●日をいう。
 - ⑨ 「本付随修正」とは、代替参照レート決定日における市場慣行に照らし代替参照レートへの変更を行うために合理的に必要な範囲の本契約の規定の変更（利息の計算方法、利息計算期間の定義、利率決定日、利払日及び営業日調整の内容に関する変更を含む。）をいう。
 - ⑩ 「LIBOR運営機関」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration Limited）又は[ユーロ円LIBOR]の管理を承継するその他の者をいう。
- (2) 本契約の他の規定にかかわらず、[実際にLIBOR運営機関による[ユーロ円LIBOR]の公表が中止された時点] / [実際に[ユーロ円LIBOR]が金利指標性を失った時点]以降に到来する基準金利決定時点における基準金利の決定に関し、参照レートが代替参照レートに変更されたものとして本契約の規定を適用する。
- (3) 貸付人は、第2項に従った参照レートの変更が行われる場合には、本付随修正を行うことができる。本付随修正は、その内容を貸付人が借入人に書面により通知した場合において、当該書面に記載された効力発生時点をもって効力を生じるものとし、借入人はこれに予め同意する。
- (4) 貸付人は、(i)第2項に従い参照レートの変更の効力が発生した場合、及び(ii)本付随修正を行った場合、速やかに借入人に通知する。